



南城市告示第51号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、その結果を公表する。

令和3年3月30日

南城市長 瑞慶覽 長敏



1 協議の場を設けた範囲

佐敷地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

令和3年3月2日

3 当該区域における地域の中心経営体（担い手）の状況

34 経営体

法人 5 経営体

個人 29 経営体

4 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

佐敷地区的農地利用は中心経営体である認定農業者と認定新規就農者、基本構想水準到達者が担うほか、小作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

また、農地中間管理機構を活用し、認定農業者と認定新規就農者に農地を集積すると同時に、中心経営体になりうる担い手または新たな中心経営体による農地の集約も図る。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
南城市	佐敷地区	令和3年3月2日	令和元年7月

1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	268 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	186 ha
i うち「自分で耕作する」と回答した農地所有者の農地面積	47 ha
i うち「後継者に委譲する」と回答した農地所有者の農地面積	24 ha
ii うち「農地を継続して貸す」と回答した農地所有者の農地面積	40 ha
iii うち「貸したい」「売りたい」と回答した農地所有者の農地面積	20 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	88 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	26 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	17 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	28 ha
(備考)	

2 対象地区的概要

佐敷地区は、都市と農村から形成される地域である。地形的には北が中城湾に面し、湾を包み込むような半ドーナツ型をした地勢を示している。農地において平坦部は、土地改良事業等の整備はほぼ完了している。また、拠点品目※1の他にサトウキビのが盛んな地域である。津波古地域は、スーパーマーケットやドラッグストアが建ち並び、生活圏の拡大が進んでいる。

3 対象地区的課題

農家の高齢化による担い手不足が進んでいる。今後は、土地改良事業等の完了地区において、かんがい排水事業等の整備を計画的に推進し、農業用水の安定確保を図り生産性の向上と地域農業の持続的発展を図る必要がある。
本地区においては、高齢化が進行しており、10年後には農地所有者の半分以上が70歳以上となってしまう。地域の話合いに代わるアンケート調査(以下、「アンケート調査②」と記載)では「10年後の地域の農地はどのようにになっていると思うか」という問に対して「耕作放棄地が増加」「後継者不足、担い手の高齢化が深刻になっている」と回答した方が半数以上を占める。これらのことから、後継者の不足による遊休農地の増加が課題となってくる。

4 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

【 佐敷A地区(津波古・小谷・新開地域) 】

この地区の農地利用は、(表1)の中心経営体である認定農業者と基本構想水準到達者が担うほか、小作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

【 佐敷B地区(新里・兼久・佐敷地域) 】

この地区の農地利用は、(表1)の中心経営体である認定農業者と認定新規就農者、基本構想水準到達者が担うほか、小作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

【 佐敷C地区(手登根・伊原・屋比久・外間・仲伊保・富祖崎地域) 】

この地区の農地利用は、(表1)の中心経営体である認定農業者と基本構想水準到達者が担うほか、小作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

アンケート調査②「地域の農業を10年後も持続可能なものとするためにはどうしたらよいと思うか」という問に対して、「地域内の担い手に農地を集積させる」への回答が28%となっている。このことから、地域内の担い手の確保と、担い手への農地の集積化に力を入れていきたい。

アンケート調査②「地域の農業を10年後も持続可能なものとするためにはどうしたらよいと思うか」という問に対して、「地域内の新規就農者に対する支援を充実させる」への回答が33%となっている。このことから、新規就農者の受け入れを促進していきたい。

農地中間管理事業を活用し、認定農業者と認定新規就農者に農地を集積すると同時に、中心経営体になりうる担い手または新たな中心経営体による農地の集約も図る。

※1 南城市的拠点品目は、①サヤインゲン ②ゴーヤー ③薬用植物 ④オクラ ⑤マンゴー の5つ。

5 佐敷地区における中心経営体の状況

(表1)

	A地区	B地区	C地区
①認定農業者	4 経営体	6 経営体	7 経営体
②認定新規就農者	0 経営体	1 経営体	0 経営体
③他市町村の認定農業者	0 経営体	0 経営体	0 経営体
④他市町村の認定新規就農者	0 経営体	0 経営体	0 経営体
⑤基本構想水準到達者※2	2 経営体	4 経営体	4 経営体
⑥上記に該当しない中心経営体	3 経営体	7 経営体	10 経営体

※2 基本構想水準到達者とは、終期を迎えた認定農業者のうち、再認定をうけなかつたものの従前の
経営面積を維持又は拡大している経営体。または、終期を迎えた認定新規就農者のうち認定農業
者の平均経営面積より大きい経営面積を確保している経営体のこと。

(表2) 中心経営体—佐敷地区—

No.	属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向			備考
			経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲	農業を営む範囲(詳細)
1	認農		野菜+果樹	0.58 ha	野菜+果樹	0.58 ha	A地区	
2	到達		野菜	1.27 ha	野菜	1.27 ha	A、C地区	
3	認農		ハーブ	0.74 ha	ハーブ	0.80 ha	B地区	
4	到達		野菜	0.72 ha	野菜	0.72 ha	B地区	
5	到達		野菜	0.79 ha	野菜	0.79 ha	C地区	
6	到達		野菜	1.06 ha	野菜	1.10 ha	B地区	
7			野菜	0.63 ha	野菜	0.63 ha	C地区	
8			野菜	0.53 ha	野菜	0.65 ha	C地区	
9	到達		サトウキビ	4.23 ha	サトウキビ	5.00 ha	B、C地区	
10	認農法		野菜	2.46 ha	野菜	3.00 ha	B、C地区	
11	認農		肉用牛	1.40 ha	肉用牛	2.50 ha	B、C地区	
12			野菜 サトウキビ	0.38 ha	野菜 サトウキビ	1.50 ha	A、B地区	
13	到達		サトウキビ	0.65 ha	サトウキビ	9.00 ha	B、C地区	
14	認農法		ハーブ	2.21 ha	ハーブ	3.00 ha	A、B、C地区	
15	認農		肉用牛	4.16 ha	肉用牛	6.00 ha	A、B、C地区	
16			野菜	0.12 ha	野菜	0.30 ha	B地区	
17	認農		肉用牛	0.25 ha	肉用牛	2.00 ha	C地区	
18			サトウキビ	0.29 ha	サトウキビ	0.60 ha	A、B、C地区	
19			野菜	0.30 ha	野菜	0.30 ha	B地区	
20			野菜	0.29 ha	野菜	0.29 ha	B地区	
21			肉用牛	- ha	肉用牛	0.20 ha	C地区	
22			サトウキビ	0.23 ha	サトウキビ	2.00 ha	C地区	
23			野菜	0.43 ha	野菜	0.50 ha	A、B地区	
24			サトウキビ	0.90 ha	サトウキビ	1.00 ha	B地区	
25	認農法		野菜	1.87 ha	野菜	5.00 ha	B、C地区	
26	認就		珈琲	0.22 ha	珈琲	0.30 ha	B地区	
27			野菜	0.50 ha	野菜	0.50 ha	C地区	
28			肉用牛	0.37 ha	肉用牛	0.50 ha	C地区	
29			肉用牛	0.23 ha	肉用牛	0.50 ha	C地区	
30			サトウキビ	- ha	サトウキビ	5.00 ha	C地区	
31	認農法		養豚	- ha	養豚	- ha	C地区	
32	到達		野菜	0.36 ha	野菜	0.36 ha	A地区	
33			野菜	0.05 ha	野菜	0.20 ha	C地区	
34	認農		畜産(牧草)	0.14 ha	畜産(牧草)	0.14 ha	A地区	
計		34 経営体		28.35 ha		56.23 ha		

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

注4:個人が特定される恐れのある「農業者(氏名・名称)」と「農業を営む範囲(詳細)」は伏せて表示しております。

6 佐敷地区内における農家からの意見(地域の話合いに代わるアンケート調査より)

似ている意見はまとめて記載しております。

地域ブランドや料理レシピの開発を市内の食堂・レストランなどと連携してやってほしい。
農地所有者と就農者の仲介を公定機関で行ってもらえると助かる。
後継者の育成に力を入れ、耕作放棄地に対するペナルティーを作つてほしい。
若者をいかに農業に目を向けさせるか。農業用水等の整備や農業機器などへの補助の検討が必要である。
津波古土地改良区への給水所設置を検討してほしい。
集積できた農地には、出荷場にトイレ・洗い場が設置できるようにして、女性でも働きやすい環境づくりができるようにしてほしい。
農業用水の確保が必須である。農業用水タンクを設置するとき等に補助してほしい。または共同タンクの設置等を検討してほしい。
付加価値の高い農産物の拠点化を行う。
現状を把握したあとは、実施が大切だと思うのでプランが達成、完結させてほしい。
水耕栽培の充実、家庭菜園への指導ができるようにしてほしい。
農地の集積により専業農家・農業生産法人の育成を強化してほしい。
もっと農業の魅力を若者が感じられるような努力をして、農業委員の方も一緒に農業者への情報発信をしてほしい。